

| | | | | |
|---------|-----------|-------|------|------|
| 2月定例会市会 | 普通予算特別委員会 | 第1分科会 | 行財政局 | 3月3日 |
| | | | | |
| 質疑要約メモ | | | | |
| くらた共子議員 | | | | |

●公契約条例制定で、市民生活を守れ

○千葉県野田市の実施に続き、川崎市でも制定された。どう考えるか

(答弁→財政部長) 川崎市では6億円以上の事業が対象になった。どの程度の事業者が受けられるのか、効果がどうなのかを見てみたい。

○国の号令で公務の民間化が進められた結果、住民サービスの低下が起これり安全性も守らない事例も出ている。公契約条例は、それに歯止めをかけ、住民の福祉の向上を図る自治体の役割と責任を発揮するもの。2009年度の決算委員会で、財政部長は本市も研究していきたいと答弁しているが、どこまで研究しているのか。

(答弁→部長) 基本的な考え方は、労働条件は労使間で決まる。公契約条例の妥当性について疑問があるので「研究する」と言った。今後も野田市などの執行を注視し、研究していく。

○公契約条例の目的は、公共事業の質を守る視点で労働者の適正な賃金を確保すること。官製ワーキングプアをなくすために業務委託に縛りを掛けること。本会議でわが党の山中議員が指定管理者制度の下で働く人の安定雇用と、労働条件向上の具体化を求めたのに対し、副市長は「基本指針」に基づき給与規定を含む就業規則や雇用契約書等を提出させ、服務規程や給与規定が整備されているかなどについて審査する。労働関係法令に基づく適性な労働条件の確保を図っている」と答弁。実際に調査したことが、一度でもあるのか

(答弁→部長) 必要に応じて調査に入っている。対象を5千万円に引き上げ、低入札者は他の工事には入れないよう対策をとって工事の質を確保している。予定価格の三分の二を最低制限価格にし、賃金を確保している。最賃法については労働基準監督署がチェックしている。違反があれば入札参加を禁止している。

○京都市が公募した事業で、1日一人8000円の金額で受注した事業者が、その仕事を行う労働者の派遣を1日一人7220円で派遣会社に求めた。最終的に派遣会社が派遣労働者に支払った賃金は1日一人5600円になっている事例があるとの話も聞いた。税の再投資の在り方として対処すべきと考えるがどうか

(答弁→部長) そこまでは介入できない。法違反があれば監督署に委ねるべき。

○川崎市は、条例の中で「公契約」の基本的な範囲を議会の議決に付さなければならぬ予定価格が6億円以上の工事請負契約、予定価格が1000万円以上の業務

委託契約のうち、契約金額のうち人件費が占める割合が高い業種。市長が発注する案件と、公営企業事業管理者が発注する案件を対象。適用労働者の範囲は、受注者または下請業者に雇用され「公契約」に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定される労働者と「一人親方」についても対象。公契約の作業報酬は外部委員からなる審議会で客観的な基準に基づき合理時な水準で定める。「公契約」の受注者の責務、遵守状況の調査方法、条例違反が認められた場合の是正措置等を定め、指定管理者を選定する場合に、この条例の趣旨を踏まえるとしている。市民の納めた税金を公共投資する際に、市民生活と地域経済への直接的な還元を図ることは、地域循環型の経済活性につながり、より良い市民サービスへと発展させる効果があると思うがいかがか

(答弁→部長)市の発注は10%に満たない。民間の賃金にどこまで介入できるのかなど、公契約条例はまだまだ検証が必要。品質の確保、労働環境の整備は必要だが、法がなくても守られる。

○全国初の条例を制定した野田市の条例の前文に「地方公共団体の入札は。低入札価格の問題で下請の事業者や従事する労働者にしわ寄せされ、労働者の賃金が低下している。これを見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体が締結する契約が、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したい」と述べられている。市議会でも、低入札価格の問題は会派を超えて指摘している。本市でもこの立場で市民が安心して働けるように、努力すべき。

(答弁→部長)低入札は平成22年12月に調査対象15件をチェックし、今年度は7割が失格だった。下請け業者の生活を守るために厳しく対処する。

○低入札価格問題は現在進行形だ。厳しく指摘しておく。

| | | | | |
|---------|-----------|-------|-------|------|
| 2月定例会 | 普通予算特別委員会 | 第1分科会 | 総合企画局 | 3月4日 |
| くらた共子議員 | | | | |

●ザグレブ（クロアチア）姉妹都市提携30周年記念事業

○姉妹都市提携後のザグレブ、キエフとの主な国際交流の取り組みは何か。

(→国際推進室長)市民交流団体が、バレエ学校コンサートをキエフで、民族音楽コンサートなどを行ったり、クロアチア観光を実施している。

○次年度の事業開催にあたり要望する。クロアチアはネクタイ発祥の地として知られる。これとの関係で、昨年度来よりネクタイ業界関係者らから、機会があればぜひクロアチアとの交流の場を得たいとの要望を聞き伝えてきた。検討頂きたい。

(→糟谷室長)伝統工芸品の交流はあるが、ネクタイについて可能性をさぐり、検討したい。

くらた共子議員

●西陣織力織機の部品等技術後継者の確保について

○西陣織力織機の部品、メンテナンス、メンテナンス技術後継者の確保の目途は。
(→商工部長)平成20年度に、産地組合と国、府、市で道具類協議会を結成し、力織機に焦点を当て、調査を行った。部品30品目について試作センターで、代替品の試作を行っている。23年度は、機料品店へのアンケートも行い、優先順位も決めてすすめていく。

○枯渇部品の代替試作品の製作について、優先順位を決めると聞くと、産地内の部品調達や枯渇状況などを充分認識し、かつ専門的な知識と技術を持った人でなければ判断できないと思うがどうか。年内かけて検討するという事では間尺に合わなくなる。期限を区切って目に見える形にする必要がある。市はどう関わるのか。

(→商工部長)使う方の声が大切で、職人さんが信頼を寄せている機料品店に聞き取り、ニーズについて汲み取っていききたい。継続してスピード感をもってやっていく。

○廃棄織機と部品のストックとメンテナンス、織機を移動するにも、廃棄するにも費用がかかる。出機、賃機では工賃から払うことは不可能な状態。これへの対応が必要だがどうか。

(→商工部長)廃棄部品のリユースについては、西陣産地組合で作成しているビジョンの中で、道具類プール制度を盛り込んでおり、行政としても協力したい。

○西陣織ジャガード機について、民間企業が開発・販売している新しいコントローラー機器の情報を業界に提供し指導するとのことだが、これも費用を誰が負担するのかが課題となる。国内のものか。

(→産業技術センター長)コントローラー機器は、国内でつくられているもの。海外のものは値段が高く、コスト的には難しい。

●中国産ネクタイについて

○中国産ネクタイに関わる問題について、2月25日国会でのこくた衆議院議員の質問に対し、原産国の定義は公正取引委員会告示34条「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう」とあり、ネクタイは縫製が行われた国をいう。軽微な縫製のみで日本製として売られているなら不当な表示であるとの認識が示された。入管時に原産国表示が無ければ輸入をストップさせる、対応も検討すると、産地をもつ政令市として国への早期対応を求めるべき。

(→商工部長)ネクタイの原産地について、景品表示法では、原産地表示が義務づけられていない。消費者にきちんと情報提供することが大事で、京都市としては、そもそも原産地表示を義務づけてほしいとの要望を行っている。

○中国で織られた生地が日本で縫製された場合も、「生地は中国、縫製は日本と表示するのが望ましい」の認識が示された。国に対して具体策を求めよ。

○クロアチアはネクタイ発祥の地として知られる。これとの関係で、昨年度来よりネクタイ業界関係者らから、機会があればぜひクロアチアとの交流の場を得たいとの要望を聞き伝えてきた。検討頂きたい。

(→商工部長)国際推進室と連携して、業界の方の要望も調べて対応していきたい。

○この間の取り組みとして、行政と道具類協議会や産地組合と現場の皆さんが現状認識を共有してきた事の意義は大変大きい。ひき続き府や国への積極的な働きかけと合わせ努力されるよう求める。

| | | | |
|---------|-----------|-------|------------|
| 2月定例会市会 | 普通予算特別委員会 | 第1分科会 | 文化市民局 3月2日 |
| くらた共子議員 | | | |

●DV支援センターの体制について

○京都市DV相談支援センターの設置を歓迎する。月曜日から土曜日まで午前9時から午後5時45分までの相談体制と休日及び夜間の緊急ホットライン。一時保護された被害者の自立支援を担うとなっているが、どういう体制で臨むのか。

(答弁→男女共同参画社会推進部長)体制は平日と土曜日まで。自立支援で4人。婦人相談員(市OB)1人。ホットラインは必要に応じて夜間対応し、相談者へのコーディネート出来るようにする。

○一時対応の判断は経験に裏付けられた力量が必要。市のセンターは一時保護終了後など京都市域で生活されているDV被害者の自立支援を行うとしているが、現在のシェルターの数、対応件数の見込みはどうか。

(答弁→男女共同参画社会推進部長)シェルターは3施設8部屋に1室増で計9部屋になる。相談件数の見込みは手探りで、これから。

○府のセンターでの相談件数は、年間500、そのうち6割が京都市域と聞く。委託にあたり、受託先の準備状況を十分に配慮することを求める。また、聞くところでは京都府のセンターの体制は現在常勤職員6人、非常勤職員10人。これとの比較からも体制や他機関との連携方法、役割についても適宜見直すことが必要。現場の意見や要望を十分に受け止めて予算措置を含め万全を尽くすよう求める。

(答弁→男女共同参画社会推進部長)秋の開設に向けて委託先の研修、相談員との連携を強める。

●上京区総合庁舎化について

○バス停の移動、駐車場の確保が必要となる。都市計画局において付置義務の緩和が図られており、31台が15台になり、敷地内に6台分、周辺地域に下京方式（一定時間内の利用者は無料）で確保予定と聞くがどうか

（答弁→市民生活部長）6台分以外は別の用地を確保し、対応する。バス停の移動についても、整備の過程で必要となる。

○旧庁舎の解体にあたり、近接する住民への十分な配慮を求める。

●上京区に文化会館（仮称）の設置を

○保育所の待機児解消を目的とし、市有財産の活用が図られようとしている。同じように上京区内での文化活動が行える施設確保も真剣に検討してほしい。若者からは「なぜ上京区には青少年活動センターが無いのか」との声が寄せられている。どう応えるのか。

（答弁→文化芸術都市推進室長）中心部に施設が集中しているので周辺部に青少年活動センターを5館設置してきたもの。上京に無いのは分かっているが、北文化会館や府の施設を使っていたきたい。

○他行政区は旧隣保館が一般開放されることとなった。各地域の区民の活動の場として大いに活用されることを願う。しかし、一方で区民が集い、様々な活動の拠点となる公的施設が何もない行政区が残されたままに有ることは容認できない。上京区の基本計画でも「文化的な活動を促進する」としているのに矛盾している。早期に区民の要求に応えるよう強く求める。

注 文化芸術都市推進室長が答弁の中で「府の施設」としたのは、京都府文化芸術会館（河原町通り広小路下ル）のことを指しています。